

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

令和2年11月10日開会

熊本県南小国町

# 令和2年度南小国町農業委員会11月総会

開催日時 令和2年11月10日(金)午前10時00分から午前10時20分

開催場所 南小国町自然休養村管理センター 会議室

1. 南小国町農業委員会憲章唱和
2. 会議録署名委員の指名（9番委員、10番委員）
3. 議案第 21 号 南小国町農業振興地域整備計画の編入及び軽微な変更について
4. 議案第 号 その他

## 出席委員（10人）

|    |            |     |            |
|----|------------|-----|------------|
| 1番 | 杉 安 申 歳 委員 | 2番  | 日 野 米 蔵 委員 |
| 3番 | 佐 藤 竹 良 委員 | 4番  | 藤 堂 伸 二 委員 |
| 5番 | 穴 井 堅 委員   | 6番  | 河 津 篤 委員   |
| 7番 | 下 城 孔志郎 委員 | 8番  | 甲 斐 義 隆 委員 |
| 9番 | 北 里 丈 夫 委員 | 10番 | 松 崎 久美子 委員 |

## 欠席委員（0名）

## 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長 本田圭一郎

事務局 佐藤 亮

○会長

おはようございます。  
お寒い中、出席ありがとうございます。  
それではただ今から11月の農業委員会総会を開催いたします。  
日程第1の南小国町農業委員会憲章唱和でございますけれど、省略をいたします。  
本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
9番北里委員と10番松崎委員にお願いをいたします。

## 議案第21号 南小国町農業振興地域整備計画の編入について

### 及び軽微な変更について

それでは「議案第21号 南小国町農業振興地域整備計画の編入について及び軽微な変更について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

1ページ目をお開きください。

### 【議案第21号 南小国町農業振興地域整備計画の編入について及び 軽微な変更について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。2ページになります。

南小国町農業振興地域整備計画変更調整審議答申書

協議年月日 令和2年11月10日。

協議番号1 議事案件 事業計画者 南小国町。申請地 南小国町内一円。編入88筆。軽微な変更1,055筆。目的 農用地区域の軽微な変更及び編入。理由 基礎調査結果に伴う農業振興地域整備計画の全体見直しに係る変更調整。

後に事務局佐藤より詳細は説明いたしますけれども、編入につきましては、昨年度行いました意向調査におきまして、自分の所有する田を農振地に編入をすること。それと軽微な変更につきましては、基本的には元々農業振興地域ではあったんですけれども、地籍調査によって筆が変わったりとか分筆されたりとか、そういった調整による地番の変更というかたちになります。地番と一部面積ですね。相対的には変わってこないと思うんですけれども。そういうことになっております。

詳細は佐藤の方からお話を差し上げます。

○事務局

はい、では私の方から説明をさせていただきます。

まず、大枠の仕組みのほうから説明させていただきます。

まずお手元にある黄色い冊子。こちらが南小国農業振興地域整備計画書とありまして、平成26年8月と入っております。こちらが南小国町ですね。町長部局の方で作成しております計画書になります。こちらは農業振興地域整備計画に係る法律というところで、概ね5年ごとに調査を行いましてその結果を基に見直しをするかどうかを判断していくというような制

度設定になっております。そして、令和元年度に基礎調査を実施しております。その結果を踏まえて編入の方を精査しまして、こちらの計画の方に入れるべきと判断したところを、今回計上しているところでございます。併せて先ほど課長からも説明がありまして、おとり地籍調査の結果、分筆ですとか合筆とかそういったところで、枝番等がつきまして地番の標記が変わったものが1,055筆ありまして、そちらも軽微な変更として計上するものでございます。

それでは4ページ目をご覧ください。

まず編入の方からご説明いたします。数がかなりありますので一番上の一行目だけ説明させていただきまして、軽微な変更の説明に移りたいと思います。

まず4ページの番号1ですけれども、区分が5号とあります。こちらが農用地区域への編入ということで、2万㎡以下の土地を農用地区域に編入する場合でございます。そちらの農用地区域を変更する理由としまして農用地区域への編入となっております。場所が大字赤馬場田中の2415の5番。面積が410㎡となっております。そして対象筆が88筆ございまして、6ページのいちばん最後のところでございますけれども、総面積が75,266㎡を今回この農振農用地として編入するということとなります。

続いて7ページ8ページをご説明いたします。8ページ以降は軽微な変更になっておりましてこちらは合計筆が1,055筆となっております。いちばん最初の一行目からですけれども、区域番号A-1とございますのが現在設定されている区域番号になっていまして、その中の大字中原河添1612。田。登記地積1,315㎡から新しい地番1612-1に分筆して変わりました、というような内容となっております。こちらが全部で23ページまでございまして、合計筆数が1,055筆となっております。事務局からは以上になります。

○会長

ただ今の説明で何かご質問がありましたらお願いします。

(事務局手をあげる。)

はい。事務局。

○事務局

はい。補足をさせていただきます。

もう一つお手元に位置図がございまして、A3の1枚紙で表示をさせていただきます。こちらが今回編入をする筆が緑色で標記しております。かなり細かくて見づらいかと思いますけれども、詳細図が88筆ありかなりのボリュームになりますので、今回は位置図で割愛させていただきたいと思います。凡例のところですが、編入筆は緑色で除外筆が赤色。農用地が黄色で標記しております。ですから現計画が黄色でございまして、そこから除外するものが赤、今回入れるものが緑というような標記

になっております。

それから除外に関しまして、今回この議案の中には出ておりませんが、来年の5月に県と協議がございまして、このタイミングで今上がっております除外の候補筆を県と協議して外していくというようなスケジュールになっております。概ね50筆前後になるかなというところで考えてございまして、今資料の作成を続けているところでございます。

以上です。

○会長

この除外の明細は又別に後からになるとかな。

○事務局

除外筆の集計はほぼ終わっている段階ですけれども、最終的に県と協議しないと外せないものになりますので、来年度県と協議に入る予定でございまして、因みに軽微な変更と編入につきましては県との協議が不要な内容になっております。というのも編入を広く農振農用地として残したいということもありますので、県との協議は不要というような内容になってございまして、軽微な変更につきましては名称のとおり簡単な変更になりますので、県と一つひとつ協議する必要はないということでございます。

○会長

何か質問ございませんでしょうか。

(7番委員手をあげる)

7番委員どうぞ。

○7番委員

編入と除外の基準みたいなものが明確なものがある。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

はい。編入の方からご説明いたします。

元々農業振興地域というものが、農業を振興するための土地を町が確保する、という考え方になってございまして、一団の農地といたしまして、まとまりのある農地を編入するというのが基本にあります。

たとえば、山の中にポツンとあるような農地、というものは基本的には編入はしないというような考え方になっております。

ただし、耕作地までの道とか作業効率とかそういったものを勘案して農振農用地に入れても良いんじゃないか、と町が判断した場合は編入することもございます。うちの場合は入れる目的がほとんどの場合が中山間補助事業に乗るために編入するというのがほとんどでございまして。実際この県との協議は不要ですけれども、県に報告はしないといけないんですね。その場合にどういう理由で入れたかというときに、中山間事業のため、とかそういった理由を付けて出すことはございます。

続いて除外の方ですけれども、除外は編入とは逆に町が強力に農地を残さないといけないという考えに立っていますので、簡単に外せません。転用とかの話で業者の方からよく聞かれるのが、そこは農振農用地ですか、と質問をされます。農振農用地の場合は基本的に転用が出来ませんので、そういったところは避けて、別の農振農用地ではない農地を探してく

ださいとか、そもそも農地ではないところをまず探してください、という  
ような考え方になります。実際に除外をする、となった場合にはもうそこ  
しかないとか、もうどうしてもそこでないといけないという理由がないと  
除外がまず出来ません。かつ除外をした後に農業委員会に農地転用をかけ  
ないといけないので、言ってみれば2段階のハードルがあるような形にな  
っております。ですから編入は簡単ですけれども除外はかなり厳しい規制  
が入っておりますので、農振農用地というのはそういうような制度設計に  
なっております。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○7番委員

はい。除外筆は今回何筆くらいある。

○事務局

約50筆です。

○7番委員

それはそれぞれ理由があると。

○事務局

あるものとなないものがあります。

○7番委員

それについては県との協議ということ。

(4番委員手をあげる)

○会長

はい。4番委員。

○4番委員

すみません。不勉強で申し訳ないんですけど、この議案とかに出てくる  
農用地区域と今説明とかに出てきた農振農用地はどう違うんですか。

○事務局

はい。まず農業振興地域というものがその市町村の中に設定をされてお  
ります。うちの場合はもう町内全域が農業振興地域というのにまず入って  
おります。更にその中からこの図でお示ししております黄色い地区ですね  
そこが農振農用地というような設定になっております。イメージとしては  
大きな円があったとしましたら、その中に小さい円があってその小さい円  
の中が農振農用地というような考え方になっております。

この制度の研修会の中でよく説明されるのが青地と白地という言い方を  
するんですけど、青地というのが農振農用地のことでございまして、白地  
というのが農振農用地以外の農地になりますので、白地に関してはこの法  
律が適用されないので転用とかも割と簡単にできる、というような農地に  
なっております。ですからこの青地、農振農用地というのは強力な規制が  
入っておりますので、転用等は出来ませんよ、というような仕組みになっ  
ております。

○4番委員

結局この地図に書いてある黄色いところはもう全て今言った農振農用地  
ということですね。南小国全体というかほぼ農業をしている土地はもう普  
通の農用地と、黄色いところが特にその中でも縛りの強い農振農用地にな  
っています、ということですね。はい。ありがとうございます。

○事務局

すみません。先ほどの除外の具体例を説明させていただきますと、いち  
ばん最初に除外するときに説明申し上げるのが、2辺を農地以外に接して

いる農地、縁辺部というんですけれども、例えば農地が真四角だったとしたときに1辺、2辺。2辺が農地ではないところに接している場合はやむを得ず転用、除外が可能です、というような説明をしております。ですから基本的に団地化ということが念頭にありますので、広く農地を確保したいというのがこの制度の趣旨です。例えば山付きの端っこの田んぼとか、道路沿いとかでその先に農地がないとか、そういったところはぎりぎりオッケイです。もうぎりぎり除外してもいいでしょうということで、しようがないですね外してもいいですよ、というような考え方で外す、という考え方になっておりますので、ケースバイケースではあるんですけど、農地の繋がりがあっても、例えば落差が3m、4mあるような農地であれば、結局作業効率は悪いのでそういったのは縁辺部としてみるようなことになっております。

それから今回概ね5年ごとの見直しになりますので、前回のこの農振農用地から5年経過していますと、中にはこちらが気づかないうちに農地から宅地とかに変わっているものが何筆かございました。ですからそれは違反転用の可能性もありまして、最終的には県との協議にはなるんですけどもそういったところもいくつかございます。

○会長

他に何かございませんでしょうか。

何もないようでしたら、ただ今の農業振興地域整備計画変更調整について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手ですので町の方へ答申いたします。

## そ の 他

それでは、その他何かありましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それではこれで11月の総会を終了いたします。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年11月9日

南小国町農業委員会会長

署名委員 9番委員

署名委員 10番委員

会議録調整者 佐藤 亮